

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

# 入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 8412

件名	令和8年度海老名市都市計画基礎調査業務委託	
履行場所	海老名市勝瀬 175 番地の 1	
期間	令和8年6月17日 ~ 令和9年2月15日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	14,410,000 円 (税込)	13,100,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	<b>契約締結にあたっての制限等</b> ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <b>契約保証</b> 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	328 都市計画及び地方計画	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○別紙「履行に必要な資格・実績等」のとおり ※照査技術者を業務主任者とし、管理技術者と業務主任者 (照査技術者) は兼ねることができません。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> (本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ○「許認可等調書」 ・認証等を確認できる書類の写し ○「配置技術者等の資格・実績等調書」 ・配置技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用及び実績を確認できる書類 (テクリスの写しのみ)		

**落札候補者が  
提出する書類**  
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。  
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)  
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類

## 履行に必要な資格・実績等

### 1 配置技術者

本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の技術者を配置するものとする。なお、受注者は、各資格証明書の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

#### (1) 管理技術者

- ・神奈川県内において第11回都市計画基礎調査業務の実績を有する。
- ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有する。

#### (2) 照査技術者

- ・空間情報総括監理技術者
- ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」）

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

### 2 その他必要な資格

- (1) ISO/JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）
- (2) JIS Q 15001（プライバシーマーク）
- (3) ISO/IEC/JIS Q 20000-1（情報技術サービスマネジメントシステム）
- (4) ISO/IEC/JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

令和8年度海老名市都市計画基礎調査業務委託  
仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

- 1 本仕様書は海老名市（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度海老名市都市計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

(業務目的)

- 2 本業務は、都市計画法第6条に基づき、都市政策の企画、立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用現況、建物現況、都市施設、市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向等の基礎資料作成に必要な各種主題項目のデータ入力等、情報更新を目的とする。

(準拠する法令及び規定等)

- 3 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令・規程等に準拠して行う。
  - (1) 都市計画法
  - (2) 都市計画法施行規則
  - (3) 地理空間情報活用推進基本法
  - (4) 地理空間情報活用推進基本計画
  - (5) 第12回都市計画基礎調査の手引き  
(令和7年8月神奈川県県土整備局都市部都市計画課) (以下「手引き」という。)
  - (6) 第12回都市計画基礎調査の手引き（オープンデータ化編）  
(令和7年8月神奈川県県土整備局都市部都市計画課) (以下「オープンデータ化手引き」という。)
  - (7) 都市計画基礎調査 GIS 活用マニュアル  
(令和8年2月神奈川県県土整備局都市部都市計画課) (以下「GIS 活用マニュアル」という。)
  - (8) 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版）
  - (9) 品質の要求、評価及び報告のための規則
  - (10) 個人情報の保護に関する法律
  - (11) 海老名市情報セキュリティポリシー
  - (12) 海老名市財務規則及び諸規則
  - (13) その他関係法令

(資格要件)

- 4 受注者は、次の事項を満たさなければならない。
- (1) 神奈川県内の地方自治体において、第11回都市計画基礎調査（以下「第11回調査」）業務を完了した実績を有すること。
  - (2) 受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、次に示す資格を取得していなければならない。
    - ・ ISO/JIS Q 9001 (品質マネジメントシステム)
    - ・ JIS Q 15001 (プライバシーマーク)
    - ・ ISO/IEC/JIS Q 20000-1 (情報技術サービスマネジメントシステム)
    - ・ ISO/IEC/JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

(配置技術者)

- 5 本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の技術者を配置する。なお、受注者は、各資格証明書の写しを提示し、発注者の承認を得る。
- (1) 管理技術者
    - ・ 神奈川県内において第11回都市計画基礎調査業務の実績を有する。
    - ・ 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有する。
  - (2) 照査技術者
    - ・ 空間情報総括監理技術者
    - ・ 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）
- なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

(提出書類)

- 6 本業務着手前に、受注者は次の書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。
- (1) 業務着手届
  - (2) 業務工程表
  - (3) 業務実施計画書
  - (4) 委託業務主任者等選任届（業務経歴書を含む）
  - (5) 第4条に示す実績等を示す契約書等の写し
  - (6) 第4条及び第5条に示す技術者資格及び法人認証を有することを証する証明書等の写し
  - (7) その他、発注者が必要と認める書類

(関係者及び関係官公署等との折衝)

- 7 受注者は、本業務実施中に関係者及び関係官公署等との折衝を受けた場合は、発注者へ報告し発注者の指示のもと対応しなければならない。

(損害賠償)

- 8 本業務遂行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、及び被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報保護)

- 9 受注者は、業務の遂行上知り得た全ての情報を他に洩らしてはならない。また、この契約が終了または、解除された後においても同様とする。

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に則り、その内容の保護に努める。

個人情報を含む資料の貸与は、より安全に資料の授受を行うため、発注者の指定するデータ転送サービスを利用し、資料の提供を受ける。

(中間納品及び完了検査)

- 10 本業務における神奈川県提出用の中間報告書の納品は令和8年10月頃に行うものとし、納入日は発注者と受注者が協議の上、決定する。

また、発注者が実施期間中に成果品等の一部提出を求めた場合は、速やかに提出する。

受注者は、納入期限までに成果品とともに業務完了届を提出する。

発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合、受注者は速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とし、再提出に要する費用は受注者の負担とする。

(納入期限及び納入場所)

- 11 本業務の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和9年2月15日

(県提出のため、中間納品あり)

(2) 納入場所 海老名市役所 まちづくり部 都市計画課

(成果品の帰属)

- 12 業務で得られた成果(データ含む)は全て発注者に帰属し、受注者は、発注者の許可なく第三者に公表・貸与してはならない。

また、受注者において管理することが望ましい成果品については、協議の上、保管書等の提出により受注者が管理する。

(データの消去)

- 13 受注者は、本業務により作成されたデータ等を業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。この場合、受注者は保管書を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

- 14 発注者は、成果品について契約内容に適合しない事項や不良な箇所（以下、「契約不適合」という。）がある場合、受注者は、本業務の完了後といえども、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行う。

(疑義)

- 15 本仕様書及び準拠法令等に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

## 第2章 業務概要

### (業務概要)

16 本業務における概要は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画基礎調査は海老名市都市計画区域全域(26.59 km<sup>2</sup>)を対象に実施する。
- (2) 準拠する測地系は、世界測地系(測地成果2024)とする。

### (貸与資料)

17 本業務の実施にあたり、発注者は既存の都市計画基本図の成果とその他必要となる資料を貸与する。なお、電子データ等の授受については、発注者の指定するデータ交換サービスを利用する。

受注者は貸与を受けた資料の所在及び管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。万一、事故のあった場合には、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

#### (1) 令和7年度 都市計画基本図修正等業務委託成果

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ①数値地形図データファイル(地図情報レベル2500)  | 1式 |
| ②数値地形図データファイル(地図情報レベル10000) | 1式 |
| ③数値地形図データファイル(地図情報レベル25000) | 1式 |
| ④都市計画情報データ                  | 1式 |
| ⑤1/10,000都市計画図              | 1式 |

#### (2) 第11回調査 海老名市業務委託成果(デジタルデータを含む)

(3) 航空写真撮影成果 1式

(4) 過去5年間の都市計画及び事業に関わる資料 1式

(5) 路線網図及び現況平面図データ(GISデータ) 1式

(6) 行政界・町名等の資料 1式

(7) 神奈川県提供図形データ・調書等Excelデータ 1式

(第11回調査 土地利用現況データ、建物現況データ、ゾーンデータ及び過年度県整備各種主題図データ等)

(8) 地番図、家屋図及び固定資産台帳 1式

(9) 都市計画道路、都市公園、下水道、土地各区整理事業等の整備状況の図面 1式

(10) 手引き(オープンデータ化手引きを含む) 1式

(11) GIS活用マニュアル 1式

(12) その他、本業務に必要な資料 1式

(打合せ協議)

18 本業務の全般について発注者と受注者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得て、業務を遂行する上での計画・立案を行う。打合せ協議は、初回・中間・納品時を原則とし、必要に応じて適時に中間協議を実施する。

なお、効率的かつ定期的な開催を図るため、中間協議等については、WEB会議等を有効に活用する。

また、打合せ実施後は速やかに協議打合せ簿を作成し、発注者の承認を得たうえで提出を行う。

### 第3章 都市計画基礎調査

#### (業務実施方針)

19 本章の作業実施にあたっては、都市計画基礎調査の手引きに準拠して調査作業を行うものとし、調査対象区域は別に定めのあるもの以外は業務対象範囲全域とする。

なお、面積については、手引きの面積補正の基本方針を原則としつつ、発注者と受注者協議の上決定する。

また、調査においては、手引き、GIS活用マニュアル及びオープンデータ化手引きに基づいて実施するほか、庁内の地理情報システム上にて運用可能となるシェープファイル等のデータにより作成する。

#### (業務実施計画)

20 受注者は必要となる作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な業務実施計画を立案し、次の事項を記載した業務実施計画書を発注者に提出する。

- ①業務概要
- ②実施方針
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤成果物の内容、部数
- ⑥連絡体制
- ⑦その他

#### (報告の義務)

21 受託者は業務実施計画書に従った適切な工程管理を行うとともに、毎月末に発注者へ進捗報告を行う。

#### (調査内容)

22 本業務では、手引きに基づき、次に掲げる表1調査項目及び表2独自項目について調査を行うとともに、表3オープンデータ化項目についてデータ整備を行う。本市においては立地適正化計画が整備済みとなるため、誘導区域に係る調査も対象とする。

また、調査の方法、調書及び作成図面の様式等は、手引き及びオープンデータ化手引き、GIS活用マニュアル、技術資料に準拠して作成する。

なお、独自項目として、第10回調査まで細ゾーン単位での調査を実施していた調査項目においては、小ゾーン単位に加えて細ゾーン単位でも図面・調書を作成する。

表1 調査項目

番号	調査項目	番号	図面・調書名	縮尺・集計単位
A 1	調査区及びその特性	図1a	都市計画基礎調査・調査区図	1/10,000
		様式1a	調査区名称（大中ゾーン）	大中ゾーン
		様式1a1b	調査区名称及びその特徴	小ゾーン
		様式1c	新旧調査区対応表	大中小ゾーン
		様式1d	小ゾーン別面積及びその特性	小細ゾーン
B 2	線引き	図4	線引き変更経緯図	1/10,000
		様式1a1b	線引き変更経緯	小ゾーン
B 4	誘導区域	図68	誘導区域変遷図	1/10,000
		様式69	誘導区域の状況	市町村
D 2	建物用途の現況	図10	建物用途別現況図	1/5,000
D 3	建物構造・階数の現況	図11	建物構造・階数別現況図	1/5,000
D 4	土地利用現況	図12	土地利用現況図	1/5,000
		様式9a	土地利用分類別面積	小細ゾーン
		様式9b	誘導区域内土地利用分類面積	市町村
D 6	市街地内の農地・未利用地等	図15	市街地内農地・未利用地等現況図	1/5,000
		様式11a	市街地内農地・未利用地等	個別
D 9	建物用途別床面積	様式14	建物用途別床面積	小細ゾーン
D11	木造率、老朽度	様式16a	木造率の状況	小細ゾーン
		様式16b	建物年齢別現況	小ゾーン

		様式 16c	誘導区域内建物年齢別現況	市町村
D14	建物高さの現況	図69	建物高さ現況図	1/5,000
E2	都市計画道路の整備 状況	図23	都市計画道路整備状況図	1/10,000
E3	道路率	図24	幅員別道路現況図	1/10,000
		様式 21a	道路網密度・道路率	小ゾーン
		様式 21b	区域区分・誘導区域別 道路網密度・道路率	市町村
F2	都市公園の整備状況	図 27a	都市公園整備状況図	1/10,000
G2	下水道の整備状況	図 30a	下水道整備状況図（汚水）	1/10,000
		図 30b	下水道整備状況図（雨水）	1/10,000
H1	土地区画整理事業	図 32	土地区画整理事業箇所図	1/10,000
L4	防災拠点・避難場所	図 54b	避難所・避難場所・防災拠点 等位置図	1/20,000
		様式 51b	避難場所・津波避難ビル等の 指定状況	個別
		様式 51c	防災拠点の指定状況	個別
M1	農業振興地域	図55	農業振興地域図	1/10,000
M2	農林漁業関係施策	図56	農林漁業関係施策状況図	1/10,000
		様式 53	農林漁業関係施策の状況	個別

表2 独自項目

番号	調査項目	番号	作成資料項目
A 1	調査区及びその特性	図1a	細ゾーン別都市計画基礎調査・細ゾーン調査区図
		様式1d	細ゾーン別面積及びその特性
D 4	土地利用現況	様式9a	細ゾーン別土地利用分類別面積
D 9	建物用途別床面積	様式14	細ゾーン別建物用途別床面積
D11	木造率、老朽度	様式16a	細ゾーン別木造率の状況

表3 オープンデータ化項目

番号	調査項目	番号	図面・調書名	データ形式
A 1	調査区及びその特性	様式1a1b	調査区名称及びその特徴	Shape・CSV
B 4	誘導区域	図68	誘導区域変遷図	Shape・CSV
D 2	建物用途の現況	図10	建物用途別現況図	Shape・CSV
D 3	建物構造・階数の現況	図11	建物構造・階数別現況図	Shape・CSV
D 4	土地利用現況	図12	土地利用現況図	Shape・CSV
		様式9b	誘導区域内土地利用分類面積	CSV
D11	木造率、老朽度	図20a	木造率現況図	Shape・CSV
D14	建物高さの現況	図69	建物高さ現況図	Shape・CSV
E 3	道路率	様式21a	道路網密度・道路率	Shape・CSV
		様式21b	区域区分・誘導区域別道路網密度・道路率	CSV

(A 調査区の設定)

23 「A 調査区の設定」に関する作業は次のとおりとする。

・ A 1 調査区及びその特性

本作業は、人口、土地、建物および都市施設等に関する数値データの集計単位を確定するために市街化の動向や都市基盤整備の状況を整理し、地区診断等の分析を行うための基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

本調査の集計の基本単位となる調査区（大・中・小ゾーン）を設定し、図面及び調

書の作成を行う。

なお、調査の継続性を確保するため、第11回調査の調査区から原則変更しないが、変更の必要性が生じた場合は発注者と受注者の協議により判断する。

(B 都市計画決定)

24 「B 都市計画決定」に関する作業は次のとおりとする。

(1) B2 線引き

本作業は線引き（市街化区域及び市街化調整区域の区分）の変更、見直し経緯を取りまとめ、今後の見直しの基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(2) B4 誘導区域

立地適正化計画において定める誘導区域（都市機能誘導区域、居住誘導区域）の状況と見直しの変遷を取りまとめる。

(D 土地利用)

25 「D 土地利用」に関する作業は次のとおりとする。

(1) D2 建物用途の現況

本作業は、土地利用の実態を建物の用途によって詳細に把握し、線引き、用途地域の見直し、地域地区の指定及び各種事業の導入などの土地利用の整序のための諸施策を検討するための基礎資料を作成する。

(2) D3 建物構造・階数の現況

本作業は土地利用の実態と市街地の形態を建物の構造・階数によって詳細に把握し、土地利用の整序のための施策のうち、都市防災・不燃化・住環境及び建築の形態規制を検討するための基礎資料の作成を行う。

なお、第12回調査より建物階数別棟数に加えて建物構造別棟数についてもオープンデータ化の対象となるため留意すること。

(3) D4 土地利用現況

本作業は、都市計画に関する構想、計画決定の基礎となる土地利用現況を詳細に把握し対策を講ずるための基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(4) D6 市街地内の農地・未利用地等

本作業は、市街化区域内の農地・未利用地の分布と転用状況を把握し、今後の計画的な市街化促進、または市街地のオープンスペースの確保、緑の適正配置、都市農業対策にあたっての基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(5) D9 建物用途別床面積

本作業は小ゾーンごとに、建物用途別の一階床面積及び延床面積を調査し、建物の利用状況及び市街地の形態を把握するための基礎資料となる調書の作成をおこなう。

なお、独自項目として細ゾーン別建物床面積についても調査を実施すること。

#### (6) D11 木造率、老朽度

本作業は、不良住宅地の抽出、市街地の居住環境や防災性を判定する指標となる調査であり、住環境整備事業の適用、防火地域・準防火地域の変更、都市防災計画等の検討にあたっての基礎資料の作成を目的とし、小ゾーンごとに地区内の建物の木造・非木造の状況、建物の建築年数の状況を把握するための基礎資料について作成を行う。

建物別年齢現況については、家屋課税マスタを用いて、小ゾーン単位に建物の課税対象床面積を木造、非木造及び建物年齢別に区分集計し、調書の作成を行う。

また、非課税となる建物は調査対象から除外する。

なお、細ゾーン別木造率状況の集計については独自項目として調査を継続する。

#### (7) D14 建物高さの現況

土地利用の実態と市街地の形態を建物の高さによって詳細に把握し、土地利用の整序のための諸施策、とりわけ都市防災、都市景観、建築の形態規制の検討にあたっての基礎資料として作成する。

調査手法については原則、航空写真測量で実施するが、最終的には、発注者と受注者が協議の上、決定する。

### (E 道路)

26 「E 道路」に関する作業は次のとおりとする。

#### (1) E2 都市計画道路の整備状況

本作業は、都市計画道路の整備状況を区間ごとに取りまとめ、事業の進捗状況を把握し、今後の（仮称）都市交通マスタープランの改定等にあたっての基礎資料となる図面の作成を行う。

#### (2) E3 道路率

本作業は道路の幅員別現況は、都市基盤整備の進捗を判定する巡洋な指標となるため、道路の幅員別の現況、延長及び道路面積を把握し、道路整備計画と住環境整備計画の基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

また、道路については、道路法の道路とともにそれ以外の道路（農道、私道等）も含めて道路用地として、また4m未満の道路も道路用地として扱うものとし、次の区分にて図上で幅員を判定し、手引き通りの道路区分を行う。

なお、施設用地内の道路、通路は施設用地の一部として扱い、本調査の道路としては扱わない。

- ①自動車専用道路（高速自動車国道、都市高速道路、出入制限のある高規格道路、道路運送法の一般自動車道）
- ②一般道路（幅員22m以上）
- ③一般道路（幅員15m以上～22m未満）

- ④一般道路（幅員12m以上～15m未満）
- ⑤一般道路（幅員 6 m以上～12m未満）
- ⑥一般道路（幅員 4 m以上～ 6 m未満）
- ⑦一般道路（幅員 4 m未満）
- ⑧駅前広場

また、道路についてはポリゴンデータとして作成し、「D 4 土地利用現況」と一体のものとして作成するものとし、面積においても「D 4 土地利用現況」の成果の「様式9a 土地利用分類別面積」と一致させる。

#### (F 公園緑地)

27 「F 公園緑地」に関する作業は次のとおりとする。

- ・ F 2 都市公園の整備状況

本作業は、都市における環境の改善、都市防災及びレクリエーションなどの機能を有する重要な都市施設である都市公園について、その整備状況と整備水準の把握と、都市公園の整備事業の推進状況を把握する基礎資料となる図面の作成を行う。

#### (G 下水道)

28 「G 下水道」に関する作業は次のとおりとする。

- ・ G 2 下水道の整備状況

本作業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とする公共下水道についての普及状況を把握する基礎資料となる図面の作成を行う。

また、本業務作業時点で下水道台帳が更新中の場合は、発注者と受注者が協議・調整の上、その時点で最新のデータベースの抽出を行う。

#### (H 宅地開発)

29 「H 宅地開発」に関する作業は次のとおりとする。

- ・ H 1 土地区画整理事業

本作業は、面整備の代表的な手法である土地区画整理事業について、その実施状況をまとめた基礎資料となる図面の作成を行う。

#### (L 災害)

30 「L 災害」に関する作業は次のとおりとする。

- ・ L 4 防災拠点・避難場所

本作業は、発注者が指定する防災拠点や避難場所等の情報をとりまとめ、避難路の検討など防災対策にあたっての基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(M 農林業)

31 「M 農林業」に関する作業は次のとおりとする。

(1) M1 農業振興地域

本作業は、農業振興地域及び農用地区域の指定状況を把握し、今後の線引き見直しと土地利用計画の策定にあたっての基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(2) M2 農林漁業関係施策

本作業は、市街化区域に隣接・近接している区域における農林漁業関係施策の実施状況を調査し、今後の市街化区域（用途地域指定区域）の設定にあたっての基礎資料となる図面及び調書の作成を行う。

(独自項目)

32 本作業は表2に示す各項目について細ゾーンに係る調査を独自調査として実施する。調査方法については、手引き、GIS活用マニュアル等を踏まえて実施する。

(背景図)

33 使用する背景図は、令和7年度海老名市都市計画基本図データを標準とする。

(GISデータ中間確認)

34 本業務にて作成するGISデータは、県への中間報告（令和8年10月予定）があるため、発注者は受注者に対して、作成済み及び作成中データの間接確認を実施する。また、中間確認の実施は、発注者の指示する日程とする。

なお、内容確認は、オープンソースのGISソフトウェアであるQGIS等で表現させるものとし、最新の航空写真と重ね合わせ表示等により作成する。

(オープンデータ作成)

35 オープンデータ化手引きに従い、表3の項目についてオープンデータの作成を行うこと。

- ・ 第11回調査より継続する「図11 建物構造・階数別現況図」についてオープンデータの対象範囲が広がっているため留意すること。
- ・ 第12回調査「図69 建物高さ現況図」「様式21a 道路網密度・道路率」が追加となっている点にも留意すること。
- ・ 将来的な公開を想定し、作成したオープンデータに関するデータベース定義書を作成すること。

(成果品仕様)

36 本業務の成果品は、手引き及びオープンデータ化手引き、GIS活用マニュアルに

基づいて作成するものとし、定めのないものについては県提出用と市提出用の両方を作成する。

- ・ 調書については、県から配布及び貸与されるデータを使用して作成する。
- ・ 図形データのうち、調査区データ、建物現況データ、土地利用データなど、原則として位置的な重複が生じないデータにおいては、ポリゴンの重なりや隙間を回避するため、図形の空間的な位置関係(トポロジ)の整合チェックを行うこと。その結果、エラーとなった場合には修正を行う。
- ・ 図面データについては、オープンソースのGISソフトウェアであるQGIS及びArcGISで凡例通りに表示可能なプロジェクトファイルを併せて納入する。  
また、発注者が別業務委託にて市内で運用するシステムへの搭載を実施するためのデータセットを作成すること。データの作成にあたっては、必要に応じてシステム保守業者とデータの作成方法について、協議を実施すること。
- ・ 本業務の実施内容および手法、実施結果、次回調査時における課題等を取りまとめた業務報告書を作成する。また、業務報告書を含め調査報告書として、チューブファイルに県及び市提出用の電子媒体を格納するとともに、図面についてA3サイズ、調書・品質評価報告書についてはA4サイズ(両面印刷)の紙出力を格納する。

#### (品質評価)

- 37 作成した成果品については、県の提供する市町村調書パースソフトにより、データの品質評価を行う。評価の結果、データの不可がある場合には、データの訂正を行い、調書とともに市町村調書パースソフト及び品質評価報告書を提出する。

#### (メタデータ)

- 38 メタデータは、日本版メタデータプロファイル(JMP2.0)に準拠しXML形式で作成するものとし、対象となるデータのレイヤ単位に整理する。

なお、GIS活用マニュアルに規定されている項目については、その規定に従わなければならない。

## 第4章 成果品

(成果品)

39 本業務の成果品は次の通りとする。なお、成果品データは電子記録媒体に格納し、提出する。

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 表1の調査項目を記録した県提出用電子記録媒体        | 1式 |
| ①調書データ (Excel形式)                  |    |
| ②図形データ (Shapeファイル)                |    |
| ③オープンデータ (Shapeファイル・CSV形式)        |    |
| ④図面データ (PDF形式)                    |    |
| ⑤市町村調書パースソフト及び品質評価報告書 (Excel形式)   |    |
| ⑥メタデータ (XML形式)                    |    |
| (2) 表1及び表2の調査項目を記録した市提出用電子記録媒体    | 1式 |
| ①調書データ (Excel形式)                  |    |
| ②図形データ (Shapeファイル)                |    |
| ③オープンデータ (Shapeファイル・CSV形式)        |    |
| ④図面データ (PDF形式)                    |    |
| ⑤市町村調書パースソフト及び品質評価報告書 (Excel形式)   |    |
| ⑥メタデータ (XML形式)                    |    |
| ⑦独自調査に係る調書及び図形データ                 |    |
| ⑧QGIS及びArcGISプロジェクトファイル及び搭載データセット |    |
| ⑨打合せ記録簿                           |    |
| ⑩業務報告書                            |    |
| ⑪その他発注者が必要と認める資料                  |    |
| (3) 調査報告書(A4 チューブファイル)            | 1冊 |
| ①業務報告書                            |    |
| ②図面・調書・品質評価報告書 紙出力(独自項目含む)        |    |
| ③表1の調査項目を記録した県提出用電子記録媒体           |    |
| ④表1及び表2の調査項目を記録した市提出用電子記録媒体       |    |

— 以下、余白 —

令和8年度海老名市都市計画基礎調査業務委託  
設 計 書

## 総括表

項目	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接費							
1	都市計画基礎調査		式	1			
	直接費計		式	1			
間接費							
	諸経費		式	1			
	間接費計		式	1			
	小計		式	1			
	消費税相当額	10%	式	1			
	合計		式	1			

# 内訳書

## 第1号 都市計画基礎調査

項目	作業内容	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
1-1	計画準備・資料収集		1.00	式			
1-2	A 1 調査区及びその特性		1.00	式			
1-3	B 2 線引き		1.00	式			
1-4	B 4 誘導区域		1.00	式			
1-5	D 2 建物用途の現況		1.00	式			
1-6	D 3 建物構造・階数の現況		1.00	式			
1-7	D 4 土地利用現況		1.00	式			
1-8	D 6 市街地内の農地・未利用地等		1.00	式			
1-9	D 9 建物用途別面積		1.00	式			
1-10	D 1 1 木造率、老朽度		1.00	式			
1-11	D 1 4 建物高さの現況		1.00	式			
1-12	E 2 都市計画道路の整備状況		1.00	式			
1-13	E 3 道路率		1.00	式			
1-14	F 2 都市公園の整備状況		1.00	式			
1-15	G 2 下水道の整備状況		1.00	式			
1-16	H 1 土地区画整理事業		1.00	式			
1-17	L 4 防災拠点・避難場所		1.00	式			
1-18	M 1 農業振興地域		1.00	式			
1-19	M 2 農林漁業関係施策		1.00	式			
1-20	細ゾーン対応		1.00	式			
1-21	成果品取りまとめ		1.00	式			
1-22	打合せ協議		1.00	式			
	小 計						

# 許認可等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

入札案件名	( 契約番号 )
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

## ○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

## 配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	( 契約番号 )
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は <u>記入不要</u>	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
<small>※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載</small>	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) <small>(原則として、健康保険被保険者証の写し)</small>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_